

「偽造カード及び盗難カードによる不正な引出しからの顧客の保護等について」

理事会決議（自主規制会議決議）の制定について（案）

平成 18 年 1 月 16 日

日本証券業協会

．制定の趣旨

本協会では、偽造カード又は盗難カードにより、現金自動支払機（以下「ＡＴＭ」という。）を通じて顧客資産の不正な引出しが行われた場合の対応等、ＡＴＭを通じた金銭の引出し（証券取引法第34条第1項第4号に定める保護預り有価証券を担保とした金銭の貸付けを含む。以下「ＡＴＭ引出し」という。）のための機能を有するカード（以下「カード」という。）を発行する会員が遵守すべき事項を定め、投資者の保護を図るとともに、証券会社に対する信頼の確保に資することを目的とし、別紙のとおり、「偽造カード及び盗難カードによる不正な引出しからの顧客の保護等について」理事会決議（自主規制会議決議）を定めることとする。

．理事会決議の骨子

- １．真正カード、偽造カード及び盗難カードの定義規定をおくこと。（第２条関係）
- ２．会員は、個人顧客にカードを交付するときは次の事項を書面により契約（電磁的方法による契約を含む。）しなければならないこと。（第３条及び第７条関係）
 - (1) 偽造カードによりＡＴＭから顧客の資産が不正に引き出されたときは、当該金額を補償すること。なお、会員は、当該顧客の故意又は会員の善意・無過失及び当該顧客の重大な過失を証明した場合には、これを免じることができること。
 - (2) 盗難カードによりＡＴＭから顧客の資産が不正に引き出された場合、当該顧客が、当該盗難に気付いてから速やかに会員へ通知するなど、所定の手続きを行っているときは、当該顧客に対して、当該引出額の補償を行うこと。なお、次に掲げる場合には、これを免じることができること。また、会員は、会員の善意・無過失及び当該顧客の過失（重大な過失を除く。）を証明した場合には、その補償を行わなければならない金額を、当該ＡＴＭ引出しによって引き出された金額の４分の３に相当する金額又はそれ以上の金額で会員が任意に定めた金額とすることができること。

当該顧客の故意（当該会員が証明した場合）

当該会員の善意・無過失及び次のいずれかに該当することを会員が証明した場合

イ．当該顧客の重大な過失により行われたこと

ロ．当該顧客の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人又は家事使用人

によって行われたこと

八．当該顧客が、被害状況に係る当該会員に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、又はこれに付随して真正カードが盗難にあったことを会員が証明した場合

２．(2)に規定する会員への通知が、当該盗難が行われた日から２年を経過する日後に行われた場合

当該ＡＴＭ引出しが、会員への通知がなされた日の30日前の日の前に行われていた場合

３．会員は、偽造カード又は盗難カードを用いて行われる不正なＡＴＭ引出しの発生を防止するため、その業務の実情に応じたシステムの整備及び顧客に対する情報提供等必要な措置を講ずること。また、これらの措置の実施に伴う顧客の負担が過重なものとならないよう配慮すること。（第４条関係）

４．会員は、ＡＴＭ引出日、ＡＴＭ引出金額及びＡＴＭ引出しに伴う手数料等の金額並びにＡＴＭ引出しに係るＡＴＭの設置者を記録しそれらの物件を保存すること。また、顧客から、偽造カード又は盗難カードによるＡＴＭ引出しに係る事実を確認するために必要な資料の提供その他の協力を求められたときは、これに誠実に協力すること。（第５条関係）

５．会員は、偽造カード又は盗難カードを用いて行われた不正なＡＴＭ引出しに関連して、顧客に情報の提供その他の協力を求めるときは、当該顧客の年齢、心身の状態等に十分配慮すること。（第６条関係）

６．協会は、カードの発行状況及び偽造カード又は盗難カードによる不正引出し被害の状況等を把握するため、会員に対し、報告を求めることができること。（第８条関係）

．実施の時期

１．この理事会決議は、平成１８年２月１０日から施行する。

２．施行前に発行されたカードの契約についても本施行日からこの決議を準用する。

３．当該既存カード契約に係る契約変更の方法については、あらかじめ当該既存カード契約で定

めた方法によることができる。

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

募集期間：平成 18 年 1 月 16 日(月)から同 1 月 27 日(金)17：00 まで

提出方法：郵便又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103 - 0025 東京都中央区日本橋茅場町 1 - 5 - 8

日本証券業協会総務部 あて

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「偽造、盗難カード理事会決議に対する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見をご提出ください。

氏名又は名称

連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）

意見の該当箇所

意見

理由

以 上

- 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部（TEL 03 - 3667 - 8470）

「偽造カード及び盗難カードによる不正な引出しからの顧客の保護等について」
理事会決議（自主規制会議決議）

（目 的）

第1条 この理事会決議は、偽造カード又は盗難カードにより、現金自動支払機（以下「ＡＴＭ」という。）を通じて顧客資産の不正な引出しが行われた場合の対応等、ＡＴＭを通じた金銭の引出し（証券取引法第34条第1項第4号に定める保護預り有価証券を担保とした金銭の貸付けを含む。以下「ＡＴＭ引出し」という。）のための機能を有するカード（以下「カード」という。）を発行する会員が遵守すべき事項を定め、投資者の保護を図るとともに、証券会社に対する信頼の確保に資することを目的とする。

（定 義）

第2条 この理事会決議において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 真正カード

約款等による会員との契約により顧客に交付されたカードであって、証券取引法第2条第8項に定める証券業務及び同法第34条第1項に定める付随業務に伴い顧客から預かった資産に係るＡＴＭ引出しのための機能を有するものをいう。

2 偽造カード

真正カード以外のカードその他これに類似するものをいう。

3 盗難カード

盗取された真正カードをいう。

（契約の締結）

第3条 会員は、カードを個人顧客に交付するときは、次の各号に定める事項を書面により契約しなければならない。

1 偽造カードによるＡＴＭ引出しがなされた顧客に対して、当該ＡＴＭ引出しによって引き出された金銭に相当する金額（当該ＡＴＭ引出しに伴って手数料その他これに類似するものが引き落とされている場合は、その金額を含む。以下同じ。）の補償を行うこと

2 次に掲げる事項のいずれにも該当するときは、盗難カードによるＡＴＭ引出しがなされた顧客に対して、当該ＡＴＭ引出しによって引き出された金銭に相当する金額の補償を行うこと

イ 当該顧客が当該盗難に気付いてから、速やかに会員への通知が行われていること

ロ 会員の調査に対し、当該顧客より、遅滞なく、当該盗難に至った事情その他の当該盗難に関する状況について十分な説明が行われていること

ハ 当該顧客が、警察署に当該盗難に係る届出を提出していることその他の当該盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを、会員に対し示していること

2 会員は、前項第1号に定める偽造カードに係る補償の責任について、次に掲げる事由により免じられることを契約において定めることができる。

- 1 当該顧客の故意により当該ＡＴＭ引出しが行われたことを当該会員が証明した場合
- 2 会員が当該ＡＴＭ引出しについて善意でかつ過失がないこと及び当該顧客の重大な過失により当該ＡＴＭ引出しが行われたことを当該会員が証明した場合
- 3 会員は、第１項第２号に定める盗難カードに係る補償の責任について、次に掲げる事由により免じられることを契約において定めることができる。
 - 1 当該顧客の故意により当該ＡＴＭ引出しが行われたことを当該会員が証明した場合
 - 2 当該会員が当該ＡＴＭ引出しについて善意でかつ過失がないこと及び次のいずれかに該当することを証明した場合
 - イ 当該ＡＴＭ引出しが当該顧客の重大な過失により行われたこと
 - ロ 当該ＡＴＭ引出しが当該顧客の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人又は家事使用人によって行われたこと
 - ハ 当該顧客が、被害状況に係る当該会員に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- 3 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、又はこれに付随して真正カードが盗難にあったことを当該会員が証明した場合
- 4 第１項第２号イに規定する会員への通知が、当該盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る盗難カードを用いて行われたＡＴＭ引出しが最初に行われた日）から２年を経過する日後に行われた場合
- 5 当該ＡＴＭ引出しが、第１項第２号イに規定する会員への通知がなされた日の３０日（当該通知をすることができないやむを得ない事情があることを当該顧客が証明したときは、その事情が継続している期間の日数を加えた日数）前の日の前に行われていた場合
- 4 会員は、第１項第２号に定める盗難カードに係る補償について、当該会員が、当該ＡＴＭ引出しが盗難カードを用いて行われたことについて善意でかつ過失がないこと及び当該ＡＴＭ引出しが当該顧客の過失（重大な過失を除く。）により行われたことを証明した場合は、その補償を行わなければならない金額を、当該ＡＴＭ引出しによって引き出された金銭に相当する金額の４分の３に相当する金額又はそれ以上の金額で会員が任意に定めた金額とすることを契約において定めることができる。
- 5 会員は、第１項各号の規定に基づく補償を受けることができることとされる顧客に対し、次のいずれかに掲げる請求権の全部又は一部に係る支払に関する調整条項を契約において定めることができる。
 - 1 偽造カード又は盗難カードを用いて行われたＡＴＭ引出しが弁済又は貸付けの効力を有しない場合に当該顧客が当該会員に対して有する当該ＡＴＭ引出しに係る顧客資産の返還請求権
 - 2 偽造カード又は盗難カードを用いて行われたＡＴＭ引出しが弁済又は貸付けの効力を有する場合に当該顧客が当該ＡＴＭ引出しを受けた者その他の第三者に対して有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権

（偽造カード又は盗難カードを用いて行われる不正なＡＴＭ引出しの防止のための措置等）

第４条 会員は、偽造カード又は盗難カードを用いて行われる不正なＡＴＭ引出しの発生を防止するため、その業務の実情に応じたシステムの整備及び顧客に対する情報提供等必要な措置を講ず

るものとする。

- 2 会員は、前項の措置を講ずるに当たっては、これらの措置の実施に伴う顧客の負担が過重なものとならないよう配慮するものとする。

（取引の状況等の記録、保存等）

第5条 会員は、会員が定めるところにより、ＡＴＭ引出しが行われた日、当該ＡＴＭ引出しによって引き出された金銭の金額及び当該ＡＴＭ引出しに伴って手数料その他これに類似するものが引き落とされている場合はその金額並びに当該ＡＴＭ引出しに係るＡＴＭの設置者を記録し（当該会員がＡＴＭを設置する場合は、これに加えてＡＴＭ引出しの状況をビデオテープ、写真その他の記録媒体に記録するものとする。）それらの物件を保存するものとする。

- 2 会員は、顧客からその預託した資産に係る偽造カード又は盗難カードによるＡＴＭ引出しに係る事実を確認するために必要な資料の提供その他の協力を求められたときは、これに誠実に協力するものとする。

（顧客に対する配慮）

第6条 会員は、偽造カード又は盗難カードを用いて行われた不正なＡＴＭ引出しに関し、当該ＡＴＭ引出しに係る顧客に対して情報の提供その他の協力を求めるに当たっては、当該顧客の年齢、心身の状態等に十分配慮するものとする。

（電磁的方法による契約等）

第7条 会員は、第3条に定める書面による契約に代えて、当該書面による契約を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。この場合において、当該会員は、当該書面による契約を行ったものとみなす。

- 2 前項の定めに基づき契約を行った会員は、顧客から当該契約の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその契約の内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。

（協会への報告）

第8条 協会は、カードの発行状況及び偽造カード又は盗難カードによる不正引出し被害の状況等を把握するため、会員に対し、報告を求めることができる。

付 則

1. この理事会決議は、平成18年2月10日から施行する。
2. 第3条及び第7条の規定は、この理事会決議施行前に締結された個人顧客（以下「既存顧客」という。）との間のカードに係る契約について準用する。
3. 2. の準用に係る既存顧客との当該カードに係る契約の変更方法については、書面による契約又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法のほか、あらかじめ当該既存顧客との間で契約した方法によることができる。